

資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年2月5日

作成者：（一社）全国まき網漁業協会 参事 伏島 一平

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	まあじ・まいわし・さば類等に関する大中型まき網漁業の資源管理協定	
	対象の水域	大中型まき網漁業の許可に係る操業区域	
	対象の資源	くろまぐろ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）、くろまぐろ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）、まあじ（資源管理基本方針別紙2-5）、まいわし太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-6）、まいわし対馬暖流系群（資源管理基本方針別紙2-7）、するめいか（資源管理基本方針別紙2-12）、まさば及びごまさば太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-15）、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（資源管理基本方針別紙2-16）	
	対象の漁業	大中型まき網漁業	
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	
	検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証
		令和6年度	令和8年度(予定)
			備考

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名		くろまぐろ（小型魚）（資源管理基本方針別紙2-1）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)		対象資源の令和4管理年度総漁獲量3,619.5トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,009.6トンであり、約28%を占める。 総漁獲量資料：太平洋クロマグロの資源管理について（令和6年8月、水産庁）							
資源管理の 目標と取組 内容		<p>資源管理の目標</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会（「W C P F C 」という。）での合意に従い、暫定回復目標として、親魚量を歴史的中間値（4.1万トン：昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値）とし、次期回復目標として、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント（12.5万トン）とする。</p> <p>協定の取組内容</p> <p>大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。</p> <p>協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置し、大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するよう参加者に取組の徹底を指導し、取組状況を管理する。</p> <p>具体的には、くろまぐろに関しては、資源管理協定の円滑な実施及び参加漁業者への必要な管理措置等の遵守の指導的な資源管理に資するため、「協定管理委員会」内に「くろまぐろ管理海区委員会」を設置する。「くろまぐろ管理海区委員会」は、「協定管理委員会」の委任を受けて、くろまぐろに関し、漁獲可能量管理方策の検討、漁獲量の取りまとめ・情報提供、操業状況等の情報の収集、漁獲可能量についての検討を実施する。</p> <p>その他の管理措置</p> <p>・各海区の合意に基づき、海区間の小型魚と大型魚の交換、水産庁の仲介に基づく大臣管理漁業間、都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通、譲渡を実施する。</p> <p>・管理開始当初の配分において、WCPFC基準年の平均漁獲量からの半減に加え、他の漁業及び都道府県への配分原資にするため272トンを削減。また、第4管理期間以降において国留保へ250トンを拠出するとともに、250トンを大型にシフト。また、令和4管理年度以降、300トンを大型魚にシフト。</p>							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		履行状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
		参加隻数	隻	86→85	85→84	84			・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）
		取組内容	トン	1,247.4	1,209.5	1,020.2			
		取組実績	トン	1,009.6	757.4	取組中			
資源状況		<p>・ISC（北太平洋まぐろ類国際科学委員会）は本種の資源状態について、1) 最近年（2020年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較すると「減り過ぎ」の状態であるが、2) 近年（2018～2020年）の漁獲圧力は、F30.7%SPRと推定されており、一般的に用いられている管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態からは脱却しているとした（出典：水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度 国際魚業資源の現況）。</p> <p>・産卵親魚量は、過去12年間で劇的に回復しており、暫定回復目標（4.1万トン）は2019年に達成。最近年（2022年）は次期回復目標（12.5万トン）を上回っている。</p> <p>（WCPFCセミナー等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会 議事(3)-①太平洋クロマグロの資源状況について（令和6年6月4日、水産研究・教育機構））</p>							
取組の評価		<p>取組の効果があり継続する</p> <p>効果はあったが改良が必要である</p> <p>効果は認められず改良が必要である</p> <p>想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</p>							
評価内容		<p>・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。</p> <p>・また、協定の枠組みにより、水産庁の仲介に基づく都道府県との融通、小型魚と大型魚の漁獲可能量の交換等に関する大中型まき網業界内における合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。</p> <p>・取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与する考えられることから、現在の取組を継続する。</p>							
取組の改良点等									

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	くろまぐろ（大型魚）（資源管理基本方針別紙2-2）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4管理年度総漁獲量6,225.6トンに対し、協定参加者による漁獲量は1,880.0トン（IQ管理分含まない）であり、約30%を占める。 総漁獲量資料：太平洋クロマグロの資源管理について（令和6年8月、水産庁）							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	WCPFCでの合意に従い、暫定回復目標として、親魚量を歴史的中間値（4.1万トン：昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値）とし、次期回復目標として、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント（12.5万トン）とする。						
	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置し、大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するよう参加者に取組の徹底を指導し、取組状況を管理する。 具体的には、くろまぐろに関しては、資源管理協定の円滑な実施及び参加漁業者への必要な管理措置等の遵守の指導等の効果的な資源管理に資するため、「協定管理委員会」内に「くろまぐろ管理海区委員会」を設置する。「くろまぐろ管理海区委員会」は、「協定管理委員会」の委任を受けて、くろまぐろに関し、漁獲可能量管理方策の検討、漁獲量の取りまとめ・情報提供、操業状況等の情報の収集、漁獲可能量についての検討を実施する。						
	その他の管理措置	・令和4年度から、日本海では、IQ管理（5/15～7/31）を実施。 ・各海区の合意に基づき、海区間の小型魚と大型魚の交換、水産庁の仲介に基づく大臣管理漁業間、都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通、譲渡を実施する。 ・国の大型魚配分量算出の基礎となっている2015-16年実績ベース値から、295トン及び285トンを他漁業の混獲及びデータ収集等への配慮のために削減。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			・取り組み目標及び実績にIQ管理分は含まない。
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84			・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。
	取組内容	トン	2,129.3	2,183.8	2,329.4			・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）
資源状況	取組実績	トン	1,880.0	1,984.0	取組中			
	・ISC(北太平洋まぐろ類国際科学委員会)は本種の資源状態について、1) 最近年（2020年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較する「減り過ぎ」の状態であるが、2) 近年（2018～2020年）の漁獲圧力は、F30.7%SPRと推定されており、一般的に用いられている管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態からは脱却しているとした（出典：水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和5年度 国際漁業資源の現況）。 ・産卵親魚量は、過去12年間で劇的に回復しており、暫定回復目標（4.1万トン）は2019年に達成。最近年（2022年）は次期回復目標（12.5万トン）を上回っている。 (WCPFC北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会 議事(3)-①太平洋クロマグロの資源状況について（令和6年6月4日、水産研究・教育機構）)							
取組の評価	評価内容	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。 ・また、協定の枠組みにより、水産庁の仲介に基づく都道府県との融通、小型魚と大型魚の漁獲可能量の交換等に関する大中型まき網業界内でにおける合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。							
	取組の改良点等	・取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与すると考えられることから、現在の取組を継続する。						

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	まあじ（資源管理基本方針別紙2-5）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4管理年度総漁獲量97,600トンに対し、協定参加者による漁獲量は44,954トンであり、約46%を占める。 総漁獲量資料：まあじ漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は太平洋系群6.0万トン、対馬暖流系群25.4万トン、合計31.4万トン。						
	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するよう参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。						
	その他の管理措置	・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通を実施するとともに、数量配分県との連携により国留保の迅速、円滑な配分を図る。						

履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84			
	取組内容	トン	57,600	56,700	67,521			
	取組実績	トン	44,954	35,852	取組中			

資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋系群の2022年の親魚量はSB_msyを下回る。漁獲圧はF_msyを下回る。親魚量の動向は横ばい傾向。 ・対馬暖流系群の2022年の親魚量はSB_msyを上回る。漁獲圧はF_msyを下回る、親魚量の動向は増加傾向。 ・対馬暖流系群の資源評価結果等に大きな不確実性をもたらす原因として、外国漁船による漁獲の影響を充分に考慮できていない点が挙げられている。 <p>（令和5(2023)年度マジツ太平洋系群の資源評価（水産研究・教育機構）及び令和5(2023)年度マジツ対馬暖流系群の資源評価（水産研究・教育機構））</p>							
------	---	--	--	--	--	--	--	--

取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要) 							
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。 ・また、協定の枠組みにより、数量明示都道府県との連携による都道府県との融通、関係者合意による国留保の迅速な配分に関する大中型まき網業界内における合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。 ・取組は、大中型まき網漁業において漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うために効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与すると考えられることから、現在の取組を継続する。 							
取組の改良点等								

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	まいわし太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-6）													
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	<p>対象資源の令和4管理年度総漁獲量581,873トンに対し、協定参加者による漁獲量は242,449トン（IQ操業含まない）であり、約42%を占める。</p> <p>総漁獲量資料：まいわし 漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）</p>													
資源管理の目標と取組 内容	<table border="1"> <tr> <td>資源管理の目標</td> <td>目標管理基準値:最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は118.7万トン。</td> </tr> <tr> <td>協定の取組内容</td> <td>大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。</td> </tr> <tr> <td>その他の管理措置</td> <td>・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通、都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通を実施する。 ・令和4年度から、北海道東沖でIQ管理（6/16～10/31）を実施。</td> </tr> </table>								資源管理の目標	目標管理基準値:最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は118.7万トン。	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。	その他の管理措置	・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通、都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通を実施する。 ・令和4年度から、北海道東沖でIQ管理（6/16～10/31）を実施。
資源管理の目標	目標管理基準値:最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は118.7万トン。													
協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。													
その他の管理措置	・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通、都道府県と大臣管理漁業の間の配分量の融通を実施する。 ・令和4年度から、北海道東沖でIQ管理（6/16～10/31）を実施。													
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考							
履行状況	-	○	○	取組中			・取り組み目標及び実績にIQ管理分は含まない。 ・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）							
参加隻数	隻	86→85	85→84	84										
取組内容	トン	285,900	327,029	282,229										
取組実績	トン	242,449	199,975	取組中										
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年頃から比較的良好な加入が続いたこと、漁獲圧が低下したことにより資源量が増加した。 ・2022年の親魚量はSB_msyを上回る。漁獲圧はF_msyを上回る、親魚量の動向は増加傾向。 ・資源評価の精度向上のため、中国およびロシアの年齢組成等の情報が必要。 <p>（令和5（2023）年度マイワシ太平洋系群の資源評価（水産研究・教育機構））</p>													
取組の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要) 													
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。 ・また、協定の枠組みにより、水産庁の仲介による都道府県との融通についての大中型まき網業界内の合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。 ・取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与すること考えられることから、現在の取組を継続する。 													
取組の改良点等														

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	まいわし対馬暖流系群（資源管理基本方針別紙2-7）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	<p>対象資源の令和4管理年度総漁獲量69,183トンに対し、協定参加者による漁獲量は8,613トンであり、約12%を占める。</p> <p>総漁獲量資料：まいわし 漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）</p>							
資源管理の目標	資源管理の目標	目標管理基準値:最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は109.3万トン。						

目標と取組 内容	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。															
		・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通を実施するとともに、数量配分県との連携により、都道府県との配分量の融通、国留保の迅速、円滑な配分を図る。															
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考									
	履行状況	-	○	○	取組中			・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）									
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84												
	取組内容	トン	10,000	30,000	43,700												
	取組実績	トン	8,613	25,944	取組中												
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年頃から資源量は増加傾向にあるが、1980年代の資源量と比べると低い水準。 ・2022年の親魚量はSBmsyを下回り、SBLimitも下回る。漁獲圧はFmsyを下回る。親魚量の動向は増加傾向。 <p>（令和5（2023）年度マイクシ対馬暖流系群の資源評価（水産研究・教育機構））</p>																
取組の評価	<table border="1"> <tr> <td>取組の効果があり継続する</td> <td>・効果はあったが改良が必要である</td> <td>・効果は認められず改良が必要である</td> <td>・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								取組の効果があり継続する	・効果はあったが改良が必要である	・効果は認められず改良が必要である	・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
取組の効果があり継続する	・効果はあったが改良が必要である	・効果は認められず改良が必要である	・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)														
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。 ・また、協定の枠組みにより、数量明示都道府県との連携による都道府県との融通、関係者合意による国留保の迅速な配分等に関する大中型まき網業界内における合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。 ・取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与すると考えられることから、現在の取組を継続する。 																
取組の改良点等																	

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	するめいか（資源管理基本方針別紙2-12）																
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4管理年度総漁獲量24,083トンに対し、協定参加者による漁獲量は456トンであり、約2%を占める。 総漁獲量資料：するめいか 漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）																
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は冬季発生群23.4万トン、秋季発生群32.9万トン、合計56.3万トン。															
協定の取組内容	<p>大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。</p> <p>協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。漁獲実績を勘案して目的採捕を可能とする海区と目的採捕を周年自粛する海区を指定して管理する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量を参加者は遵守し、協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。</p>																
その他の管理措置																	
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考									
	履行状況	-	○	○	取組中			・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・漁期は4月～3月のため、取組内容及び取組実績も4月～3月。 ・令和6年の取組内容は6月30日現在（資源管理協議会にて報告）									
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84												
	取組内容	トン	3,800	3,500	1,550												
	取組実績	トン	456	129	取組中												
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季発生群の2022年の親魚量はSBmsy及びSBLimitを下回り、漁獲圧はFmsyを下回る。親魚量の動向は横ばい傾向。 ・秋季発生群の2022年の親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを下回る、親魚量の動向は横ばい傾向。 ・秋季発生系群の大陸側の資源豊度、中国漁船等による漁獲などを正確に把握することが困難であり評価の不確定性が大きい。 ・スルメイカの資源量は漁獲の影響に加えてレジームシフトと呼ばれる中長期的な海洋環境の変化と年による短期的な海洋環境の変化に影響されることが資源量減少の一因と指摘されている。 <p>（令和5（2023）年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価（水産研究・教育機構）及び令和5（2023）年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価（水産研究・教育機構））</p>																
取組の評価	<table border="1"> <tr> <td>取組の効果があり継続する</td> <td>・効果はあったが改良が必要である</td> <td>・効果は認められず改良が必要である</td> <td>・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								取組の効果があり継続する	・効果はあったが改良が必要である	・効果は認められず改良が必要である	・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
取組の効果があり継続する	・効果はあったが改良が必要である	・効果は認められず改良が必要である	・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)														
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、目的採捕の自粛等の管理措置が、全参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、現在の取組を継続する。 																
取組の改良点等																	

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	まさば及びごまさば太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-15）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4管理年度総漁獲量136,588トンに対し、協定参加者による漁獲量は9,075トン（IQ操業含まない）であり、約7%を占める。 総漁獲量資料：まさば及びごまさば 漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量はマサバ154.5万トン、ゴマサバ15.8万トン、合計170.3万トン。						
	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。						
	その他の管理措置	・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通を実施する。 ・令和3年度から、北部太平洋海域においてさば類のIQ管理（11/1～3/31）を実施。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中		・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・令和4年及び5年の取組内容は、IQ管理区分の漁期終了後に枠残を追加した数量。	
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84		・漁期は7月～6月のため、取組内容及び取組実績も7月～6月。 ・令和6年の取組内容は9月30日現在（履行確認の数値を入れる）。 ・海洋環境の変化等に起因すると思われる分布や回遊の変化等により、TACの未消化が生じている。	
	取組内容	トン	235,022	248,185	28,300			
	取組実績	トン	9,075	11,976	取組中			
資源状況	・マサバの2022年の親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧もFmsyをわずかに下回る。親魚量の動向は減少傾向。 ・ゴマサバの2022年の親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを上回る。親魚量の動向は減少傾向。 ・資源評価の精度向上のため、中国およびロシアの年齢組成、マサバ・ゴマサバ割合等の情報が必要。 (令和5（2023）年度マサバ太平洋系群の資源評価（水産研究・教育機構）及び令和5（2023）年度ゴマサバ太平洋系群の資源評価（水産研究・教育機構）) ・資源評価モデルを国際条約（N P F C）で採用されたモデルに変更する場合、近年の資源量等の推定値が大きく変化する可能性がある。							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である ・効果は認められず改良が必要である ・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての協定参加者に周知徹底され、確実に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、現在の取組を継続する。							
取組の改良点等								

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（資源管理基本方針別紙2-16）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和4管理年度総漁獲量141,931トンに対し、協定参加者による漁獲量は75,003トンであり、約53%を占める。 総漁獲量資料：まさば及びごまさば 漁獲可能量（TAC）と採捕実績の推移（水産庁）							
資源管理 の目標と取 組内容	資源管理の目標	目標管理基準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量はマサバ31.0万トン、ゴマサバ10.9万トン、合計41.9万トン。						
	協定の取組内容	大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために下記を行う。 協定の円滑な実施を目的として「協定管理委員会」を設置する。大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量について、管理海区毎に管理することを基本とし、協定管理委員会において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守する。協定管理委員会は、漁獲可能量を遵守するように参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。						
	その他の管理措置	・各海区の合意に基づき、国留保の活用、海区間の融通を実施するとともに、数量配分県との連携により、都道府県との配分量の融通、国留保の迅速、円滑な配分を図る。 ・令和4管理年度においては、漁獲の急激な積み上がりへの対応のため、次年度からの前借りを行った。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○	取組中		・令和4年及び5年は、それぞれ協定参加隻数に変更があった。 ・漁期は7月～6月のため、取組内容及び取組実績も7月～6月。	
	参加隻数	隻	86→85	85→84	84		・令和6年の取組内容は9月30日現在（履行確認の数値を入れる）	
	取組内容	トン	78,230	98,470	91,800			
	取組実績	トン	75,003	83,694	取組中			
資源状況	・マサバの2022年の親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを上回る。親魚量の動向は横ばい傾向。 ・ゴマサバの2022年の親魚量はSBmsy及びSBlimitを下回り、漁獲圧はFmsyを上回る。親魚量の動向は横ばい傾向。 ・韓国の漁獲の影響は考慮しているものの、東シナ海で操業する中国漁船は大きな影響を与えると想定されるが、中国の影響は考慮できていない。 (令和5（2023）年度マサバ対馬暖流系群の資源評価（水産研究・教育機構）及び令和5（2023）年度ゴマサバ対馬暖流系群の資源評価（水産研究・教育機構）)							

取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
評価内容	・協定に基づき、管理海区毎の目標数量、管理措置が全ての参加者に周知徹底され、確實に履行されており、漁獲可能量の超過は発生していない。 ・また、協定の枠組みにより、数量明示都道府県との連携による都道府県との融通、関係者合意による国留保の迅速な配分等に関する大中型まき網業界内における合意形成が円滑に行え、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。 ・取組は漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うため効果的であり、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用にも寄与すると考えられることから、現在の取組を継続する。
取組の改良点等	

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	・協定に基づき、漁獲可能量を超過せずに漁獲量が管理されるとともに、都道府県との連携等で、我が国全体の漁獲枠の管理、有効利用に効果があった。

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	――
----	----

資源管理協定の中間時検証結果

上記について、資源管理協議会等による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：2025年 6月 13日

判定	「取組の効果があり継続する」
検証内容	協定が対象とする全ての資源について、大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われており、取組の効果があると認められることから、「取組の効果があり継続する」と判定し、協定全体として「取組の効果があり継続する」と判定する。